

『離婚・再婚家族と子ども研究』投稿論文審査規程

1. 編集委員会は、編集委員会事務局で受け付けた投稿論文の受理を行うかを審査する（以下「受理審査」という。）。受理審査は、(a)「離婚・再婚家族への適切な支援のあり方を念頭におきながら、特に子どもの養育問題に着目し、子どもの意思への配慮及び利益の尊重と福祉の増進を目指して、これに関連する分野の学術的研究者や実務・実践に携わる者が協働して研究を推進し、もって社会に貢献することを目的とする」という本研究学会の設立趣旨にかなった論文であるか、(b) 本学会の研究倫理規程、(c) 執筆要項および投稿規程に反しないかという観点から行う。
2. 編集委員会が、1の(a)～(c)に該当すると判断した場合、編集委員会事務局を通じて、投稿論文の不受理通知を行う。
3. 編集委員会によって受理された投稿論文は、編集委員会の委嘱する2名の審査者により審査される。審査者の選定にあたっては、著者と同一大学または研究機関、同一研究グループ等に属する人等は避けるという原則のもとに行う。審査者は原則として会員の中から選ぶが、主題によっては非会員に依頼することがある。なお、2名の審査者の判断が分かれるなどした場合には、さらに審査者を追加することを妨げない。
4. 審査は著者名を秘して行う。
5. 各審査者の審査結果は、次の4つのいずれかにより報告され、あわせて編集委員会及び著者あての意見が付される。
 - a) 採択：このままの形で、『離婚・再婚家族と子ども研究』に掲載してよいと判断されるもの。字句などのわずかな修正を要するものも含む。
 - b) 修正採択：原論文の実質的修正を条件として採択するもの。
 - c) 再審査：このままの形では採択できないが、分析のやり直し、理論的発展、付加的資料の収集、表現の大幅な修正などにより、再検討の余地があると考えられるもの。
 - d) 不採択：本誌の趣旨に合わないものや掲載基準を満たさないと判断されたもの。ただし、実質的に修正された論文の再投稿は妨げない。
6. 3による2名の審査結果にもとづき、編集委員会は、合議の上、上記3項(a)～(d)のいずれかに決定する。
7. 修正採択及び再審査と決定された論文は、審査者がぜひ必要と考える修正や補足及びこれと等価な修正や補足等が同一修正条項につき3回までに満たされなかったときは、不採択となる。
8. 各審査結果は、審査者の名前を秘して編集委員会の決定を伝える通信文とともに著者に送付する。
9. 修正採択と決定された論文が修正後再投稿された際は、この修正が採択条件に合致しているか否かを編集委員会が吟味する。再審査の場合には、再投稿論文は先の審査者と同じ審査者に送付され審査される。

10. 修正採択または再審査の場合は、査読者のコメントに対する応答（修正できない理由を含む）、および修正対照表を付することを要する。
11. 投稿者は、不採択決定があった場合、または審査経過において著しく自己に不利な決定があったと考える場合、決定通知日の翌日から14日以内に、異議申立書を編集委員会事務局にメール添付で送付することにより、異議申立てを行うことができる。編集委員会がこの異議申立てを妥当と認めた場合、1回に限って新たな2名の審査者により再度審査を行うことができる。
12. 審査の過程で、審査者または編集委員から、当該論文が、本学会の研究倫理規程に抵触する、ないしその疑義があるとの指摘が出された場合、通常審査結果の判断を保留し、編集委員会において倫理問題の検討に付すか否かの判断を行う。倫理問題の検討に付すると編集委員会で判断した際には、当該論文の審査委員並びに編集委員全員で、倫理綱領への抵触の有無の観点から投稿論文を審査する。なお、編集委員会は、その判断のための資料を新たに投稿者に求めることができる。倫理綱領に抵触すると編集委員会において判断された場合には、その旨を記し、不採択とする。結果の報告は、通常の手続きと同様に行われる。抵触していないと判断されたときは、通常審査手続きを再開する。
13. 本規定の改正は、編集委員会の議をへて、理事会の承認を以て行なう。
14. この規定は、2019年7月6日より施行する。2020年8月11日改正（1および2の新設、3の審査者に編集委員を含めず2名と変更してその資格や第3の審査者について明記、7の修正採択の再投稿原稿は編集委員会が吟味すると変更、11の異議申し立てについて手続きを具体化、12の倫理規程を研究倫理規程に変更など）。

以上